

実務実習の誠実な履行ならびに個人情報等 および法人機密情報の保護等に関する説明文書

本説明文書は、実務実習において学生が守るべき事項のうち、特に、実務実習の誠実な履行、実務実習に関連して学生が取得した個人情報、秘密およびプライバシー（以下「個人情報等」という。）の保護、法人機密情報の保護等に関するものである。

1. 実務実習の誠実な履行等

学生は、実務実習先施設の定める諸規程、心得等を遵守し、実習指導者の指示に従って、実務実習等を誠実に履行する。

【留意事項】

1. 施設の定める諸規程、心得等を守ること
2. 施設内の秩序或いは規律を乱すようなことはしないこと
3. 施設に対して、事故、器物損壊等の損害を与えないこと
4. 施設以外の第三者に対して、心身的または物的損害を与えないこと
5. 実習態度には十分留意すること

2. 個人情報等

- 1) 「個人情報の保護に関する法律」において、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2) 個人情報等には、次の情報などが含まれる。
 - (1) 特定の患者あるいはその関係者が識別できる情報
(カルテ情報、処方せん、データなどを含む。)
 - (2) 実務実習先施設の特定の職員あるいはその関係者が識別できる情報
 - (3) 特定の学生が識別できる情報

3. 個人情報等の適正管理

- 1) 学生は、個人情報の保護に関する法律等、実務実習先施設の定める個人情報保護規程・機密保持規程等に従って個人情報等を適正に管理する。
- 2) 個人情報等を記録した文書、パソコン、記録媒体などが紛失あるいは盗難に遭わないように最大限に配慮し、注意する。
- 3) 次に掲げる行為は、個人情報等の適正管理を妨げるものであり、これらの行為を行ってはならない。

- (1) 個人情報等を、実務実習先施設の許可なしに、基本契約に定める実務実習を実施する以外の目的に使用すること
 - (2) 個人情報等を、実務実習先施設の文書による許可なく第三者に提供すること
 - (3) 個人情報等を、実務実習先施設の許可なしに、複製・複写すること
 - (4) 個人情報等を、実務実習先施設の許可なしに、実務実習先施設の指定した場所以外へ持ち出すこと
 - (5) 個人情報等を、実務実習先施設の許可なしに廃棄すること
 - (6) 個人情報等を、実務実習先施設の許可なしに、私有パソコンで取り扱うこと
 - (7) 個人情報等を、ファイル交換ソフトを入れたパソコンで取り扱うこと
 - (8) 個人情報等を、離席時あるいは退室時に、机上等に放置すること
- 4) 学生は、実務実習の終了時に、実務実習先施設の指示に従い、実務実習の間に取得した個人情報等およびその複製物・複写物のすべてを返還または廃棄しなければならない。
- 5) 学生は、実務実習の終了後においても、個人情報等の保護義務を負う。

4. 施設の法人機密情報の保護

- 1) 本文書の「施設の法人機密情報」とは、次の情報をいう。
 - (1) 実務実習先施設の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの
 - (2) 公知であっても、第三者に提供されることによって実務実習先施設の権利利益が損なわれるおそれのある情報
- 2) 次に掲げる情報は、本文書の「施設の法人機密情報」の対象ではない。
 - (1) 情報取得時に既に公知であった情報
 - (2) 情報取得後、学生の責めによらず公知となった情報
 - (3) 情報取得時に既に学生が保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず入手した情報
 - (5) 法令その他に基づき公的機関等により開示を要求された情報
- 3) 学生は、施設における実務実習において、法人機密情報の保護義務を負う。法人機密情報の適正管理については、前項の個人情報等の適正管理に従う。

5. 周知徹底の義務

病院は学生に対し、個人情報等および法人機密情報の保護義務を履行するために、個人情報等および法人機密情報の取り扱いについて周知徹底しなければならない。

6. 誓約書の提出

学生は、以上の条項を理解した上で、これを遵守する証として、「実務実習の誠実な履行ならびに個人情報等および法人機密情報の保護等に関する誓約書」を提出する。